

撐水底令船進者亦呼加伊其用與檣同蓋權之一轉者也

〔類聚名義抄〕舟三舵カイ 〔同木〕權正直發反ナサ 棹通サチ

〔干祿字書〕去聲 棹權上通

〔伊呂波字類抄〕雜物 棹舟カイ 榜 權已上同

〔運歩色葉集〕賀 械舟 權同

〔易林本節用集〕器加財 權舟具

〔和漢船用集〕用十具 權 字彙曰進船械在榜撥水短曰械長曰權韻會曰前推曰槳後曳曰權縱曰櫓橫

曰槳是にて別べし前へ押す槳は打かい也後へ曳く權はか也縦に押す者は櫓也横に押す者

は打かる也略中 武備志に其尾無櫓其榜無槳といへり玄かれば舳に立大なるを櫓と云左右の

榜に立を槳と云則わきろと讀せり軍書等に脇櫓脇櫓と云も櫓なりろかいさほかち四名一物

にして大小長短の品に依て文字の差別あるべしろと云かいと云さほと云かちと云べき者權

棹、棹、檣、檣、棹、槳、榜、等、檣、般、等の字也いづれもろかいさほかちと云讀はあれども今云ろに

もかちにもあらず万葉拾穗季吟曰此集かいをかちとよむ歌おほし上古は假名づかいさして

定らざる故也といへり万葉に械をかいとよめるを和名抄に加遲とす万葉にかぎらす右には

かいをかちと云しと見へたり略中 万葉に八十櫓かけと讀るは八拾丁立なり漢に八十棹と見

へたり是棹櫓なるべし和名抄舵をたいしと云にて見るべし今是をかちと云船一艘にたい一

ツ有者なり略中 古事記万葉等楫、櫓、と書爲舵字謬乎といへり又書にのするといへども誤る

者ずくなからず續日本紀文德實錄、櫓、をかちと訓ず和玉篇に舵をさほと記、給をかちと讀せり

甚敷者は下學集節用等械の字を書船具とす械はあしかせなり音かいと云故に誤る者か則船